

事業実施・助成ガイドライン細則 13 モニタリングにかかる措置

(モニタリングの目的と実施者)

第1条 モニタリングは、実施中の事業に関して、事業計画書に基づいて進捗を管理し、リアルタイムに必要な軌道修正を行うための学びを抽出するために実施する。

2. モニタリングは、事務局及び実施団体の現地事務所及び国内本部事務所（ただし、事業管理を国内の他の事務所でやっている場合はその事務所）が行うものとする。

3. モニタリングによって得られた事業進捗に関する情報は、JPF 内部にて共有される他、必要に応じて支援者に対する報告に活用される。

(事業実施団体によるモニタリング)

第2条 実施団体は、事業地及び国内本部事務所において、事業実施期間を通じ、日常的に事業のモニタリングを行い、結果を週報または月報にまとめ、事業審査委員会及び事務局に報告する。

(事務局によるモニタリング)

第3条 事務局は、通常実施団体が作成・提出する週報、月報を通じモニタリングを行う。

2. 現地訪問によるモニタリングは、事業審査委員会、事務局、または実施団体の発案により、事務局が事業申請を行い、事業審査委員会の承認を得て実施される。

3. 現地訪問を伴うによるモニタリングは以下を対象とする。

(1)複数年プログラム

(2)5以上の加盟団体によって事業が実施されるプログラム

(3)入域が制限されている地域での事業

以上(1)及び(2)のプログラムのうち、モニタリングの対象となる個別の事業の選定はプログラム毎に決定を行う。

4. 現地訪問を伴うモニタリングの実施にかかるモニタリング目的・モニタリング項目・モニタリング設問・調査項目・調査法・日程等を記載したモニタリング計画書は、学びを抽出しリアルタイムに対象プロジェクトへ反映することに主眼をおきつつ、客観性を損なわないレベルにおいて事務局と実施団体が協働して策定する。

(事務局による調査)

第4条 実施団体より提出される週報、月報および直接の相談から、事業審査委員会または事務局が必要と判断した場合、事務局は実施団体の国内本部事務所を訪問しての聞き取りを行う。国内本部事務所の聞き取りの結果、事業実施上の軌道修正が必要と判断する場合には、事務局は実施団体に対し、まずは調査を求め、調査依頼の結果を踏まえた上でさらに必要であれば、適切な措置を取るよう改善の勧告を行う。

2. 事務局による実施団体の国内本部事務所を訪問しての聞き取りや実施団体からの調査依頼の結果を踏まえた上で、本ガイドラインに違反する可能性があるとして事業審査委員会または事務局

局が判断した場合、事務局は現地出張によるモニタリング調査事業の申請を行い、事業審査委員会の承認を得て現地出張を行った上で、実施団体の現地事務所訪問、事業地視察、関係者からの聞き取り等を通じ、調査を行う。現地出張による調査の結果、事業実施上の軌道修正が必要と判断される場合には、事務局は実施団体に対し、必要な措置を取るよう改善の勧告を行う。

3. 事務局より調査を依頼された実施団体は調査依頼の報告を、また、改善の勧告を受けた実施団体は対応方針を書面で事務局に提出の上、必要な軌道修正を行う。調査依頼の報告および対応方針は、依頼および勧告を受けてから1ヵ月以内の提出を原則とするが、緊急性が高いと事務局が判断する場合は、事務局が指定する期間内に提出するものとする。

4. 事務局が実施団体の国内事務所を訪問して聞き取りおよび現地出張による調査を行った場合は、その結果を事業審査委員会に対し報告する。また改善の勧告を行った場合には、その内容と実施団体からの対応方針についても報告を行う。なお、実施団体が希望する場合には、実施団体の担当者が対応方針について直接事業審査委員会に報告を行うことができる。

(JPF 関係者、支援者のモニタリングへの同行)

第5条 事務局の現地出張に際しては、可能な限り JPF を支援する財界や企業関係者から希望者を募り、モニタリングに同行して事業地での視察を行ってもらうことで、JPF 関係者、支援者が事業に対する理解を深めることが出来るよう図る。

2. JPF 関係者、支援者の同行に関する必要経費については、モニタリング事業の予算から支出可能とする。

附則

1. この細則は、常任委員会の議決（メール審議 639）により改正し、2019年12月19日より施行する。

2. この細則は、2020年度第9回常任委員会の議決により改正し、2021年4月1日より施行する。